

飯島流ワーケーション推進協議会 体験プログラム運用規程

(目的)

第1条 本規程は、飯島流ワーケーション推進協議会（以下「協議会」という。）における各種の体験・交流型プログラムの提供者（以下「提供者」という。）を対象に、飯島流ワーケーションに係るプログラム（以下「体験プログラム」という。）の内容、提供方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(体験プログラムの定義)

第2条 体験プログラムは、体験プログラムの参加者（以下「参加者」という。）に対して提供されるものをいう。

(体験プログラムの開催時期)

第3条 体験プログラムは、各プログラムで決められた開催時期に提供されるものとする。

(体験プログラムの提供)

第4条 提供者は、以下の内容を遵守することとする。

- (1) 協議会と体験プログラムの提供に関する取り決めを行うこと。
- (2) 提供者は、上記の取り決めに従って体験プログラムを提供し、その提供が困難になった場合は、速やかに協議会に連絡すること。
- (3) 提供者の責に帰する事由により体験プログラムの提供が取り決め通りに行われなかった場合に生じた損害に関して、その一切の負担は提供者が負うこと。

(禁止事項)

第5条 体験プログラムの提供に関して、以下の内容については禁止する。

- (1) 政治的・宗教的であると思われる活動を行うこと。
- (2) プログラムの趣旨と異なった商品及びサービスの宣伝行為・販売行為・勧誘行為等を行うこと。

2 前項の禁止行為が行われたと認められた場合、協議会はその提供者の体験プログラムの提供を中止する。また、その際に提供者が支払った費用の返金は行わない。

3 第1項に規定する禁止行為により、参加者等からの損害賠償などが生じた場合の責は全て提供者に帰するものとする。

4 第1項に規定する禁止行為が行われたと認められた場合、協議会はしかるべき手段で提供者の名称等を公表し、注意を呼び掛けることができる。

(体験プログラム提供に係る事前審査)

第6条 協議会は参加者の利益を守るため、提供される体験プログラムの事前審査を行う。

2 協議会は、事前審査の結果その内容が不相当と判断された体験プログラムについて、第4条第1号に規定する取り決めを行わない旨を提供者に通知する。

3 協議会は、前項に関する判断根拠については、特に必要のない限り提供者に通知しない。

(事故が起こった場合)

第7条 参加者が体験プログラムに参加したことにより発生した事故に対しての補償について、協議会は事前に保険に加入し、その範囲内においてのみ責任を負うものとする。

2 前項の範囲を超えるものに対しては、提供者と参加者の間で解決することとする。

(個人情報の取扱いについて)

第8条 協議会と提供者は、体験プログラムに係る参加者の個人情報の取扱いについて、体験プログラムに関する事以外には一切利用しないこととする。

2 前項に反して、保有する個人情報を漏らした者には、法令等に基づく罰則を適用する。

(運用規程の変更)

第9条 本規程について、協議会の都合により予告なく変更する場合がある。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。